議長の主な公務の市議会ウェブサイトへの掲載に関する基準

(目的)

第 1 条 この基準は、公正性を確保し、透明性及び信頼性の高い、開かれた議会 を目指すために、議長の主な公務を市議会ウェブサイトへ掲載するための必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において公務とは、地方公共団体の議会の議長として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 104 条に規定する役割を果たすために必要な用務をいう。

(公開の基準)

第3条議長の公務は、原則として公開するものとする。ただし、船橋市情報公開条例第7条第2号ただし書きに規定する情報は、非公開とする。

(掲載の対象)

第 4 条 公務として出席、参加した行事名、又は表敬訪問や取材の内容、場所を掲載する。代理出席とした公務についても掲載する。ただし、庁内の事務的打ち合わせなど日常的な業務、議長報告及び定例会等については省略するものとする。

(公務に係る写真の掲載)

- 第 4 条の2 次に掲げる公務を公開するに当たっては、その内容が分かる写真を 掲載するものとする。ただし、ピントが合っていない写真、その他の理由により 掲載に耐える写真がない場合、もしくは撮影する場所がない等、写真を撮影す ることが困難である場合はこの限りではない。
 - (1) 船橋市主催の事業

- (2) 船橋市の国際交流事業
- (3) 各議長会の会議

(掲載する写真の基準)

- 第 5 条 掲載する写真は、おおむね次に掲げる基準を満たすものとし、議長の許可を得て決定するものとする。
 - (1) 議長本人が写っていること。
 - (2) 参加者が写っていること。
 - (3) 公務の内容が伝わる構図であること。
 - (4) 公務の場所や状況が分かるような背景が含まれていること。
 - (5) 写真に映り込む参加者等は、プライバシーに配慮し、個人が特定されないよう配慮されたものであること。
- 2 前項に規定する写真を掲載するに当たっては、当該写真に写っている者(公務 として参加しているものを除く。)から掲載の同意を得なければならない。ただし、 個人を特定することができないと議長が認める者については、この限りでない。
- 3 第1項に規定する写真を掲載するに当たっては、当該写真に公務として出席、 参加した行事又は表敬訪問や取材の内容が分かる説明文を添えなければなら ない。

(掲載の時期及び期間)

第 6 条 1月分の「主な公式行事一覧」を翌月に掲載する。期間については、ホームページの運用に係る公文書の保存期間に合わせる。

(補則)

- 第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。
- 2 この基準は、必要に応じ見直しを行う。

附則(令和6年2月22日)

この基準は、決裁の日から施行し、令和6年2月1日の公務から適用する。

附 則(令和7年2月●●日)

この基準は、決裁の日から施行し、令和7年●月1日の公務から適用する。